

議会運営委員会記録

1 日 時 令和5年11月22日(水曜日)
開 会 午前10時50分
閉 会 午前11時05分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 9人

委員長	成田光雄
副委員長	泉英之
委員	田辺裕三
//	久保大憲
//	松井邦人
//	岡部享
//	舎川智也
//	松井桂将
//	横野昭

4 欠席委員 1人

委員	押田大祐
----	------

5 委員外議員として出席した者

議員	大島満
//	谷口寿一
//	尾上一彦
//	赤星ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
本日は、押田委員から欠席するとの連絡がありましたので、御報告いたします。
まず、委員会記録の署名委員に松井 桂将委員、横野委員を指名いたします。
協議事項に入る前に1点御報告いたします。
先ほど開催されましたタブレット端末等導入検討会において、議会システム管理運用指針の協議が行われ、運用指針が決定いたしました。
今後、各派代表者会議において、その内容が正式決定されることとなりますが、基本的には当初の予定どおり12月定例会からタブレット端末等を本格運用することとなります。
また、タブレット端末等の本格運用に伴い、当局から配付される議案説明資料や議案書等の紙資料については、原則、会議には持ち込まないこととされましたので、御承知おきください。
それでは、協議事項に入ります。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
本日は12月定例会からのタブレット端末等の本格運用に伴い、会議規則等の改正、変更が必要となったため協議を行うものであります。
初めに、協議事項の1番目、富山市議会会議規則及び富山市議会委員会条例の一部改正についてであります。
事務局に改正（案）を作成させ、お手元に配付してありますので、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料1、資料2により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

泉委員 先ほどのタブレット端末等導入検討会で決まったことですが、少し引っかかる点があります。
議案書等の紙資料が配付されなくなるということは

理解しているのですが、原則会議には持ち込まないこととされたということは、我々は紙資料を持ち込めないということですか。

議事調査課長 タブレット端末を活用していただくこととなりますので、配付されました紙資料は、原則持ち込まないと。ただ、例えば一般質問される際の際の原稿や資料など、御自身で準備されるものはあるかと思しますので、そういった資料については、紙資料であっても制限はできないと思います。今後、事務局や当局から紙資料の配付はなくなりますが、御自身が調査された資料については、必要最低限で持ち込んでよいのではないかと考えております。

今定例会については、紙資料として配付されました議案概要書、議案説明資料、議案書などがあると思いますが、原則会議には持ち込まないことと先ほどのタブレット端末等導入検討会で確認されたところですので。

泉委員 原則の内容がよく分からないので、そこも規定しておかないと、またもめるのではないかという気がします。私は紙に文字を書きたいタイプで、タブレットでもメモができることは知っているのですが、保存の仕方もまだよく理解しておりません。慣れていかないかと駄目だとは思っていますが……。

議事調査課長 そういった点も、皆さんで協議して確認していただいてもよいかと思います。泉委員がおっしゃったように、ノートに手書きでメモを取るといったことも必要になってくるかと思いますが、例えば配付された資料をそのまま持ち込むことや、現物は持ち込まないけれども、議案書全部を御自身で印刷して持ち込むことなどはタブレットを導入した趣旨に反すると思います。必要な部分だけを御自身の資料として持ち込む程度であればよいのではないかと考えておりますが、そのあたりの細かい運用については、議員間で確認していただいてもよいかと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
それでは、ただいま説明のありましたとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
これらの改正につきましては、議会運営委員会の議員提出議案として、今定例会初日の11月30日（木曜日）に上程し、私から提案理由説明を行い、議案質疑の後、委員会付託を省略して、ただちに討論・採決を行うことにいたしたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、協議事項の2番目、議会運営に関する申合せ事項及び一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱についての一部変更についてであります。
まず、議会運営に関する申合せ事項についてですが、先ほどと同様に事務局に変更（案）を作成させ、お手元に配付してありますので、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料3により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
それでは、ただいま説明のありましたとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱いについて協議を行いたいと思います。

このことについても事務局に変更（案）を作成させ、お手元に配付してありますので、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料4により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
それでは、ただいま説明のありましたとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
ここで、先ほどの議員提出議案に対する議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思えます。

まず、議案質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、11月29日（水曜日）の午後5時まで、討論の通告期限については、11月28日（火曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が11月29日（水曜日）の正午までとなりますので、御承知おき願います。

それでは、今定例会初日、11月30日の本会議の進め方について、事務局に資料を配付させた後、説明させます。

〔資料「招集日（令和5年11月30日（木））本会議の進め方（案）」を配付〕

議事調査課長 〔資料「招集日（令和5年11月30日（木））本会議の進め方（案）」により説明〕

委員長 それでは、お諮りいたします。
11月30日の本会議の進め方につきましては、ただいま事務局から説明のありましたとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

久保委員 協議事項はこれで構いませんが、議会運営委員会ですから、できれば最後にその他何か意見はありませんかと聞いていただけるとありがたいです。報告を受けるだけの会議ではないと思います。
1点気になったことがあって、今後の課題として協議していただきたいと思っています。議会運営に関する申合せ事項の変更点についての中に「委員会資料は、原則として、委員会開催日の3日前の午前9時に配布する」と書いてあるのですが、例えば委員会資料が当局から早期に提出された場合に、この書き方だと9時までは配布できないということになります。次回の議会運営委員会での協議ではなくても構わないのですが、「委員会開催日の3日前の午前9時までには配布する」というふうに「まで」と一言入れていただければ、各委員に委員会資料を早く配布できるようになるのではないかと思いますので、今後御検討いただきたいです。

委員長 御意見を承りました。
ここで、私からお伝えしたいことが2点あります。まず、1点目は、タブレット端末についてであります。
今定例会よりタブレット端末等が本格運用となりますので、会議には必ずタブレット端末を御持参ください。
また、タブレット端末の通知音や操作音が出ないように設定を確認いただくとともに、誤操作等により一般質問や議事進行に支障が出ないように、お願いしま

す。

次に、2点目は、議会運営に関する申合せ事項についてであります。

去る5月8日の本委員会において、久保委員より臨時会に提出された議案及び追加提出された議案についての質疑の通告期限について、働き方改革の観点からも通告期限を早めてはどうかとの提案がありました。

このことについては、次回の議会運営委員会で協議を行いたいと思っておりますので、あらかじめ御承知おきください。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和5年12月定例会
(令和5年11月22日)
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 松井桂将

署名委員 横野 昭